

成年後見制度の見直しのポイント		
項目	概要	経過・予定
後見人の権限拡大	死亡した被後見人の火葬・埋葬に関する契約の締結など	民法と家事事件手続法の改正で実現へ
	被後見人への郵便物の開封を含む管理	
被後見人の権利制限の見直し	被後見人への医療行為の同意権付与	利用促進法施行後3年以内をメドに検討
	企業の取締役や公務員などの資格制限の見直し	
制度の利用促進と不正防止の取り組み	後見人のなり手不足の解消	内閣府に利用促進会議(会長は首相)を設置
	後見人への監督体制の強化	

理事長の大貫正男氏は話す。政府が成年後見制度の大幅見直しに動くことになったのは自民党、公明党の議員らがまとめた法案が今国会で成立する見通しが強まったからだ。「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」と「成年後見制度利用促進法」の2つ。原案は11年から12年にかけて当時野党だった公明党主導でまとめられたが、同年末の民主党(現在の民進党)から自民党、公明党への政権交代や自公連立政権内の調整で予想外の時間がかかった。現在、与野党の大詰めの法案審議が続いている。

死亡した被後見人の火葬・埋葬に関する契約の締結などを被後見人への郵便物の開封を含む管理

被後見人への医療行為の同意権付与

企業の取締役や公務員などの資格制限の見直し

後見人のなり手不足の解消

後見人への監督体制の強化

の裏付けがなかった。このため郵便物管理が不十分になり、認知症の被後見人名義の支払いが滞ることも少なくなかつた。

西川浩之氏は、「いずれも制度開始直後から問題点が指摘されていた」と話す。今回ようやく見直すことで「年々増え身寄りのない人や認知症高齢者など利用者の対応が強化される」(日本司法書士会連合会の三河尻和夫会長)。さういふに「被後見人の権利制

限の見直し」「制度の利用促進と不正防止の取り組み」への対応が進む。内閣府に首相を会長とし、官房長官、内閣府特命担当相、法相、厚労相、総務相らがメンバーとなる会議(成年後見制度利用促進会議)を設け、利用促進計画を実行する。これで、制度の利用促進が図られる。

成年後見制度認知症や精神障害、知的障害で判断能力が低下した人に代わり、法定代理人である成年後見人が本人の財産管理や施設への入所契約などをして生活支援する制度。利用するには家族らが家庭裁判所に申し立て、裁判が可否を決める。本人の判断能力に応じ「後見」「保佐」「補助」の3種類がある。

見方は多く、制限撤廃の方向で結論が得られそうだ。身寄りがない被後見人への緊急手術など医療行為について、後見人に同意権を与えるかどうかには課題が残る。医療行為のどんな場合に後見人に同意を認めるかなど、難しい問題が横たわる。

「制度の利用促進と不正防止の取り組み」では、「後見人のなり手不足の解消」と「後見人の監督体制の強化」が課題。後見人のなり手は制度開始時には親族が圧倒的に多かつたが、司法書士、弁護士、社会福祉士ら専門職の第

成年後見制度 大幅見直し

後見人なり手不足に対策

死後事務は死「した被後見人の火葬・埋葬に関する契約を結ぶ」となどを指す。被後見人が亡くなると後見人の仕事は原則として終わり、相続人である親族に財産を引き継ぐ。従来は親族がない場合、法的根拠が曖昧なまま後見人が火葬手続や葬儀費用の支払いをしていた。

後見人が被後見人宛ての郵便物を開封したり管理したりする場合も、はっきりした法

見制度を大幅に見直す。2000年4月に介護保険とともに始まったが、利用者は約18万人と認知症高齢者(推定約460万人)らの数に比べ大幅に少なく、制度の抜本改革が急務となっている。政府は制度改革を促す議員立法の成立後3年内に改革案をまとめるが、高齢化は急速に進んでおり、時間との勝負になりそうだ。

「成年後見制度見直しを促す法律が成立したら、直ちに動き出す必要がある」。成年後見制度の研究者や実務家の団体、日本成年後見学会副理事長の大貫正男氏は話す。成年後見制度の大詰めが成年後見制度の大幅見直しに動くことになったのは、自民党、公明党の議員らがまとめた法案が今国会で成立する見通しが強まつたからだ。

成年後見制度の見直しを促す法律が成立したら、直ちに動き出す必要がある

成年後見制度の見直しを促す法律が成立したら、直ちに動き出す必要がある</p